

東京都目黒都税事務所からのお知らせ

(令和5年3月)



- 自動車の移転手続・廃車手続はお済みですか? 1
- 引越しをしたときは、自動車の変更登録の手続が必要です 2
- 個人で事業を営む方 個人事業税の申告期限は3月15日(水)です . . . 3
- 個人事業者の方 事業所税(23区内)の
申告納付期限は3月15日(水)です 4
- 個人住民税の寄附金税額控除を受けるには確定申告が必要です 5
- 中小企業者向け省エネ促進税制～法人事業税・個人事業税の減免～ 6
- 4月から固定資産税における土地・家屋の価格などが
ご覧になれます(23区内) 7
- 固定資産税・都市計画税 納税通知書(土地・家屋)の
送付先変更手続はお済みですか?(23区内) 8
- eLTAX 電子納税が大変便利です 9
- 都税がスマートフォン決済アプリで納付できます 10
- 生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置について 11
- 東京ゼロエミ住宅の新築に対する不動産取得税(家屋)を減免します . . . 12
- 来所せずにお手続ができます 13

自動車の移転・廃車手続きはお済みですか？



自動車税種別割は、毎年4月1日現在、自動車検査証（車検証）に登録されている所有者（割賦販売の場合は使用者）の方に課税されます。

自動車を譲渡したときは「移転登録」、廃車したときは「抹消登録」の手続きが必要です。お早めに、管轄の運輸支局又は自動車検査登録事務所で手続きをお済ませください。

◆ **自動車を譲渡したとき**：令和5年3月31日（金）までに「移転登録」をお済ませください。

★ 移転登録の手続きがお済みでないと、手放したはずの自動車に自動車税種別割が課税され、トラブルの原因となります。

◆ **廃車等で自動車を使わなくなったとき**：令和5年3月31日（金）までに「抹消登録」をお済ませください。

★ 抹消登録の手続きがお済みでないと、廃車したはずの自動車に自動車税種別割が課税され、トラブルの原因となります。

登録手続きに関しては、以下のホームページをご覧ください。

〈国土交通省ホームページ「自動車検査・登録ガイド」〉

<https://www.jidoushatouroku-portal.mlit.go.jp/jidousha/kensatoroku/>



国土交通省ウェブサイト

【お問合せ先】東京都自動車税コールセンター 03-3525-4066

平日午前9時～午後5時（土日・休日、年末年始 12/29-1/3 を除く。）

引越しをしたときは、自動車の変更登録の手続が必要です

引越しをしたときは、管轄の運輸支局又は自動車検査登録事務所で自動車の住所変更登録の手続が必要です。変更登録の手続が遅れますと、自動車税種別割の納税通知書が届かないなどのトラブルの原因となります。

やむを得ず手続が遅れる場合は、電子申請や電話等により、納税通知書の新しい送付先住所をお知らせください。電子申請は、パソコン・スマートフォン等から24時間ご利用いただけます。

なお、本届出をされても自動車検査証（車検証）の住所は変更されませんので、別途住所変更登録の手続を行ってください。

- ※ 東京ナンバーの自動車に限ります。
- ※ 軽自動車・二輪車・原動機付自転車は、お住まいの区市町村へお問い合わせください。
- ※ 電子申請をご利用いただくには、東京共同電子申請・届出サービスへの利用者登録が必要です。
- ※ 一部のスマートフォンはご利用になれません。

詳しくは、



主税局 HP



【お問合せ先】東京都自動車税コールセンター 03-3525-4066

平日午前9時～午後5時（土日・休日、年末年始 12/29-1/3 を除く。）

～個人で事業を営む方へ～



個人事業税の申告期限は3月15日（水）です

申告が必要な方	前年に事業主控除額を超える事業所得等のある個人事業主 ※ 所得税の確定申告書や住民税の申告書を提出した方は、改めて事業税の申告書を提出する必要はありません。 ※ 事業を廃止した場合は、廃止の日から1か月以内（死亡による廃止の場合は4か月以内）に個人の事業税の申告をする必要があります。
申告期限	令和5年3月15日（水）
申告先及び 問合せ先	所管の都税事務所・都税支所・支庁  主税局 HP

事業所税（23区内）の申告納付期限は3月15日（水）です

事業所税

令和4年12月31日現在、次の条件に該当する場合には、令和5年3月15日（水）までに申告・納付が必要です。

区 分	要 件
資 産 割	23区内全域の事業所等の合計床面積が1,000㎡を超える場合
従 業 者 割	23区内全域の事業所等の合計従業者数が100人を超える場合



※このほか、以下の場合にも、申告が必要です。

- 前年に事業所税の納税義務があった場合
- 23区内全域の事業所等の合計床面積が800㎡を超える場合
- 23区内全域の事業所等の合計従業者数が80人を超える場合



主税局 HP（詳細はこちら）

●お問合せ先 所管都税事務所の事業所税班

- ・東京都では、23区内の事業所税について、eLTAX（地方税ポータルシステム）を利用した電子申告及び電子申請・届出の受付を行っています。また、eLTAXにより電子申告を行っている場合、電子納税による納付も可能です。ぜひ御利用ください。
- ・eLTAXの利用開始や具体的な利用方法等に関する詳細については、eLTAX ホームページを御覧ください。また、eLTAXの利用に際して、不明点等がありましたら、eLTAX ホームページの「よくあるご質問」を御覧ください。

eLTAX ホームページ：<https://www.eltax.lta.go.jp/>

よくあるご質問：<https://eltax.custhelp.com/>

エルタックス

検索

個人住民税の寄附金税額控除を受けるには確定申告が必要です

地方自治体や一定の団体等に対して2,000円を超える寄附をした場合、一定額を上限として、個人住民税の税額控除を受けることができます。税額控除を受けるためには、確定申告書の「住民税に関する事項」欄に寄附先及び寄附金額等を記載し、領収書等を添付の上、税務署に申告する必要があります（所得税が課税されずに個人住民税のみが課税される方は、お住まいの区市町村に住民税申告を行ってください）。

＜寄附金税額控除の対象となる寄附金＞

1 地方自治体への寄附金（ふるさと納税）

※ふるさと納税ワンストップ特例制度が適用される場合は、確定申告は不要です。

※令和元年6月1日以後に支出された東京都に対する寄附金は「ふるさと納税」（特別控除）の対象外となります。

なお、当該寄附金は、引き続き基本控除の対象となります。また、その他の地方自治体については、各自治体へお問い合わせください。

2 東京都共同募金会及び日本赤十字社（東京都支部）への寄附金

3 所得税の控除対象寄附金のうち、都又は区市町村が条例で指定した寄附金

- ・都民税については、都内に主たる事務所を有する公益法人、社会福祉法人、学校法人、認定NPO法人等への寄附金を指定しています。
- ・区市町村民税については、区市町村が条例で寄附金指定をしていますので、お住まいの区市町村にお問い合わせください。

【地方自治体への寄附金の例（△△市に30,000円を寄附した場合）】

所得税の確定申告書(第二表)

※下記の記載例は令和4年分申告書様式を用いています。

円				円				円			
○ 寄附金控除に関する事項 (28)											
寄附先の名称等						寄附金					
特例適用条文等											
○ 配偶者や親族に関する事項 (20~23)											
氏名 個人番号											
寄附先の名称等 ○○県△△市 □□1-1 △△市 寄附金 30,000 円											
○ 事業専従者に関する事項 (24~27)											
事業専従者の氏名 都道府県、市区町村への寄附 (特別控除対象) 共同基金、日赤その他の寄附 都道府県条例指定寄附 市区町村条例指定寄附 月日 従事月数・程度・仕事の内容 専従者給与(控除)額											
30,000 円 円 円 円											
○ 住民税・事業税 (29~31)											
住民税 非上場株式の少額配当等 非居住者の特例 配当割額控除額 株式等譲渡所得割額控除額 特定配当金等の控除額 非上場株式以外の株式等譲渡所得の控除方法 都道府県、市区町村への寄附 (特別控除対象) 共同基金、日赤その他の寄附 都道府県条例指定寄附 市区町村条例指定寄附											

【お問合せ先】

- | | |
|-------------------|--------------------------|
| ○確定申告の手続について | 管轄の税務署 |
| ○住民税申告の手続について | お住まいの区市町村 |
| ○ふるさと納税の手続等について | 寄附先の自治体 |
| ○都の条例指定寄附金について | 主税局課税部課税指導課 03-5388-2969 |
| ○区市町村の条例指定寄附金について | お住まいの区市町村 |



主税局 HP (個人住民税の寄附金税額控除)

中小企業者向け省エネ促進税制

法人事業税・個人事業税の減免

東京都では、中小企業者が地球温暖化対策の一環として行う省エネルギー設備等の取得を税制面から支援するため、都内の中小規模事業所等において、特定の省エネルギー設備等を取得した場合に、法人事業税、個人事業税を減免しています。

【中小企業者向け省エネ促進税制の概要】

対象者	「地球温暖化対策報告書」等を提出した中小企業者 ・資本金1億円以下の法人等、個人事業者が該当します。
対象設備	次の要件を満たすもの ①特定地球温暖化対策事業所等以外の事業所において取得されたもの ・特定地球温暖化対策事業所等とは、3年連続消費エネルギー量1,500kl以上の事業所をいいます。 ②「省エネルギー設備及び再生可能エネルギー設備」(減価償却資産)で、東京都が導入推奨機器として指定したもの* (指定された導入推奨機器は、環境局のホームページで公表しています) *空調設備(エアコンディショナー、ガスヒートポンプ式冷暖房機) *照明設備(LED照明器具、LED誘導灯器具) *小型ボイラー設備(小型ボイラー類) *再生可能エネルギー設備(太陽光発電システム、太陽熱利用システム)
減免額	設備の取得価額(上限2,000万円)の2分の1を、取得事業年度の法人事業税額又は取得年の所得に対して翌年度に課税される個人事業税額から減免 ただし、当期事業税額の2分の1が限度 ※減免しきれなかった額は、(法人)翌事業年度等、(個人)翌年度の事業税額から減免可
対象期間	(法人)令和8年3月30日までに終了する各事業年度に設備を取得し、事業の用に供した場合に適用 (個人)令和7年12月31日までに設備を取得し、事業の用に供した場合に適用
減免手続	減免を受けるためには、事業税の納期限(申告書の提出期限の延長承認を受けている法人の場合は、その延長された日)までに、減免申請書及び必要書類を提出してください。 なお、申請期限を過ぎますと減免を受けることができませんのでご注意ください。

◆詳しくは主税局ホームページ内「環境に関する軽減制度について」をご覧ください

主税局 環境減税

検索

詳しい案内やQ&Aも掲載しています。



【お問合せ先】

- 中小企業者向け省エネ促進税制に関すること
 - ・所管都税務所の法人事業税班・個人事業税班
 - ・主税局課税部法人課税指導課 (法人事業税班) 03-5388-2963
 - ・主税局課税部課税指導課 (個人事業税班) 03-5388-2969
- 地球温暖化対策報告書制度・導入推奨機器に関すること
東京都地球温暖化防止活動推進センター(クール・ネット東京) 03-5990-5091

4月から 固定資産税における土地・家屋の価格などがご覧になれます(23区内)

縦覧期間	令和5年4月3日(月)から6月30日(金)まで(土・日・休日を除く。)
縦覧時間	午前8時30分から午後5時まで
縦覧場所	土地・家屋が所在する区にある都税事務所
縦覧できる方	令和5年1月1日現在、23区内に土地・家屋を所有する納税者の方
縦覧できる内容	所有資産が所在する区で課税されている土地・家屋の価格など(縦覧帳簿)
必要書類	納税者本人であることを証明できるもの ※運転免許証、旅券(パスポート)等、官公署が発行した顔写真付きの書類であれば1種類の提示、それ以外の書類は複数の提示が必要です。詳細は東京都主税局ホームページをご覧ください。また、土地・家屋が所在する区にある各都税事務所にお問い合わせください。

(注) 納税通知書は6月1日(木)に発送予定です。

東京都主税局では、本人へのなりすましなどにより、不正な目的で公簿の閲覧及び証明の申請を行うことを防止し、納税者の皆様の個人情報保護を図るために、縦覧時の本人確認等を厳格に行っております。ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

※縦覧制度の詳細は、
主税局ホームページをご覧ください。



主税局 HP (縦覧について)



主税局 HP (本人確認方法について)

～転居等により、23区内の固定資産税・都市計画税（土地・家屋）の
納税通知書送付先を変更される方へ～

固定資産税・都市計画税 納税通知書（土地・家屋）の 送付先変更手続きはお済みですか？



住民票の変更手続きをされても、不動産登記簿上の所有者の住所を変更する登記手続きをされない場合、23区内の固定資産税・都市計画税（土地・家屋）の納税通知書の送付先は変更されません。
登記手続きがお済みでない場合は、以下の送付先変更手続きをお願いいたします。

【郵送の場合】

「固定資産税・都市計画税納税通知書送付先変更届」を土地・家屋の所在する区にある都税事務所にご提出ください。

【インターネットの場合】

「東京共同電子申請・届出サービスホームページ」からお手続きください。



主税局 HP



東京共同電子申請・
届出サービス

- 上記手続きは、23区内の固定資産税及び都市計画税（土地・家屋）の納税通知書送付先住所を変更するためのものです。
納税通知書の送付先住所以外を変更することはできませんので、ご注意ください。
＜変更できないもの（例）＞納税通知書の名義人の氏名、不動産登記簿上の所有者の住所・氏名
- 海外へお引越される方は、納税管理人を定めてご申告いただく必要があります。

詳しくは、土地・家屋の所在する区にある都税事務所にお問い合わせください。

不動産登記簿の登記手続きにつきましては、東京法務局登記電話案内室（03-5318-0261）にお問い合わせください。

地方税共通納税システムのお知らせ

～全国の地方公共団体へ一括して納税可能～

○ダイレクト納付が実現!!

事前に登録した金融機関口座から指定した期日に税額を引き落とすことができる納税方法です。



税理士の方など代理人による納税手続きができます!!

○全国の自治体に一括電子納税!!

個人住民税（特別徴収分）や法人二税などが複数の地方公共団体に対して、一度の操作で電子的に納税できます。



納税事務の負担が軽減されます!!



取扱税目

- 法人事業税・法人住民税・特別法人事業税/地方法人特別税
- 事業所税 ○個人住民税（特別徴収分、退職所得分）
- 都民税利子割・都民税配当割・都民税株式等譲渡所得割



詳しくはホームページをご覧ください。

<https://www.eltax.lta.go.jp>



eTAX イメージキャラクター
エルレンジャー

エルタックス



都税がスマホ決済アプリで納付できます

- 💡 いつでもどこでもスマホで簡単に納税ができます。
- 💡 納付書のバーコードを読み取るだけで納税ができます。
- 💡 手数料はかかりません。



納税方法

スマートフォン決済アプリの「請求書の支払いサービス」を使用して、納付書のバーコードを読み取ることで納税することができます。

納税できる主な税目

個人事業税、不動産取得税、自動車税種別割、固定資産税・都市計画税（土地・家屋）、固定資産税（償却資産）の定期課税分及び随時課税分

1枚あたりの合計金額が30万円までの納付書（バーコードがあるもの）に限ります。
（※アプリによって利用限度額が異なるため、利用できない場合があります。）

利用できるアプリ

（令和5年3月1日時点）



注意事項

- 領収書は発行されません。
領収書が必要な方は、都税事務所・金融機関等の窓口またはコンビニエンスストアで納税してください。
- 納付手続完了後に、納付を取り消すことはできません。
- 事前に登録及びチャージをする必要があります。
※Pay B、モバイルレジ及び楽天銀行アプリについては、お支払になる口座に納税金額をご準備ください。
- バーコードのない納付書や汚損によりバーコードが読み取れない納付書はお使いいただけません。
主税局 HP で詳細をご確認の上、ご利用ください。

※車検を受ける運輸支局等の窓口で自動車税種別割の納税確認を電子的に行うことが可能となったため、車検時に納税証明書の提示が省略できます。車検用の納税証明書が必要な方は、納税の約1週間後に都税事務所等に申請してください。

主税局 HP の「AI チャットボットサービス」でも疑問にお答えします。

詳細は

主税局 スマホ

検索

東京都主税局
ホームページ



生産性革命の実現に向けた 固定資産税の特例措置について（23区内）



【概要】

生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置により、新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも新規に設備投資を行う中小事業者等を税制面で支援します。

各特別区から認定を受けた先端設備等導入計画に基づき取得した資産の課税標準の特例措置について、機械装置・器具備品・構築物などの償却資産、事業用家屋が対象になります。

軽減措置の対象

対象の固定資産	要件																		
償却資産	<p>下表の対象設備のうち、以下の要件3つを満たすもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ○生産性向上に資するものの指標が旧モデルと比較して年平均1%以上向上しているもの ○生産、販売活動等に直接使用する設備であること ○中古資産でないこと <p><対象設備></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設備の種類</th> <th>最低取得価格</th> <th>販売開始時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機械及び装置</td> <td>160万円以上</td> <td>10年以内</td> </tr> <tr> <td>工具（測定工具・検査工具）</td> <td>30万円以上</td> <td>5年以内</td> </tr> <tr> <td>器具及び備品</td> <td>30万円以上</td> <td>6年以内</td> </tr> <tr> <td>建物附属設備※</td> <td>60万円以上</td> <td>14年以内</td> </tr> <tr> <td>構築物</td> <td>120万円以上</td> <td>14年以内</td> </tr> </tbody> </table> <p>※償却資産として課税されているものに限る。</p>	設備の種類	最低取得価格	販売開始時期	機械及び装置	160万円以上	10年以内	工具（測定工具・検査工具）	30万円以上	5年以内	器具及び備品	30万円以上	6年以内	建物附属設備※	60万円以上	14年以内	構築物	120万円以上	14年以内
設備の種類	最低取得価格	販売開始時期																	
機械及び装置	160万円以上	10年以内																	
工具（測定工具・検査工具）	30万円以上	5年以内																	
器具及び備品	30万円以上	6年以内																	
建物附属設備※	60万円以上	14年以内																	
構築物	120万円以上	14年以内																	
事業用家屋	<ul style="list-style-type: none"> ○取得価額が120万円以上であること ○生産、販売活動等に直接供する家屋であること ○取得価額の合計額が300万円以上の先端設備等を稼働させるために取得されたものであること ○新築であること 																		

適用期間

- 償却資産（構築物を除く）は、平成30年6月6日から令和5年3月31日までに取得した資産が特例対象となります。
- 事業用家屋及び構築物は令和2年4月30日から令和5年3月31日までに取得した資産が特例対象となります。

特例率

0以上2分の1以下の範囲内において都税条例で定める割合となります。
※東京都（23区）は特例割合ゼロです。

申告方法

東京都主税局HPをご覧ください。
<https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/shisan/seisanseikoujou-tokurei.html>

その他

先端設備等導入計画の認定申請については、各区役所へお問い合わせください。

詳しくは、主税局HPをご覧ください。

【お問合せ先】資産が所在する区にある都税事務所

（償却資産については償却資産班、事業用家屋については固定資産税班）

主税局 生産性革命

検索



東京ゼロエミ住宅の新築に対する不動産取得税（家屋）を減免します

● 減免の要件

- 1 住宅に係る要件
 - 令和4年4月1日から令和7年3月31日までの間に「東京ゼロエミ住宅の認証に関する要綱」に基づく設計確認申請が行われていること

- 次の①、②のいずれかに該当すること
 - ① 太陽光発電システム（※1）を設置していること
 - ② 水準2又は水準3の基準（※2）を満たしていること

※1 東京ゼロエミ住宅導入促進事業助成金交付要綱の助成対象のものに限ります。

※2 東京ゼロエミ住宅指針第3に規定する水準2又は水準3のことを指します。

2 取得者に係る要件

- 新築において、最初の不動産取得税の課税対象となっていること

● 減免される割合

- 減免の要件の1 ①又は②の一方にのみ該当する場合
→住宅に係る不動産取得税の5割
- 減免の要件の1 ①及び②の両方ともに該当する場合
→住宅に係る不動産取得税の10割

● 減免を受けるための手続

- 減免を受けるためには、納税者ご本人からの申請が必要です。

該当する方は、東京ゼロエミ住宅認証書、東京ゼロエミ住宅設計確認書等の必要書類を添えて、所管の都税事務所（都税支所）・支庁に減免申請書を提出してください。

減免の手続の詳細については

主税局 HP をご覧ください▶

主税局 ゼロエミ

検索



● 東京ゼロエミ住宅

東京ゼロエミ住宅については、環境局のHPをご覧ください。

東京ゼロエミ住宅

検索



● 住宅を新築したときの軽減制度

この他にも、耐震化促進税制等、住宅を新築したときに軽減を受けられる場合があります。

詳しくは主税局HPをご確認ください。

主税局 住宅新築

検索



来所せずにお手続きができます！

主税局では、納税者の皆様が都税事務所等に来所することなく、郵送やインターネット等でお手続きできる仕組みを設けております。郵送や電子による申告、申請・届出、キャッシュレスによる納税方法等をぜひご利用ください。

◆ご自宅等からお手続きが可能です！ぜひご利用ください！◆

申告

- ✓ 電子申告
 - ・ eLTAX
 - ・ 東京共同電子申請・届出サービス
- ✓ 郵送（所管事務所宛）

申請・届出

- ✓ 電子申請・届出
 - ・ eLTAX
 - ・ 東京共同電子申請・届出サービス
- ✓ 郵送（所管事務所宛）

納税

- ✓ スマートフォン決済アプリ
- ✓ インターネットバンキング
 - ・ モバイルバンキング
- ✓ クレジットカード納付
- ✓ eLTAX 電子納税
- ✓ 口座振替

証明等の取得

- ✓ 郵送
〒112-8787
東京都文京区春日1-16-21
都税証明郵送受付センター
- ✓ 電子申請
 - ・ 東京共同電子申請・届出サービス
 - ・ スマート申請

※各種サービスのご利用条件・方法等の詳細は、
主税局ホームページをご覧ください。



主税局 HP